令和4年 7月10日

会員の皆さまへ

会員に対する福利厚生について

大和ハウス工業株式会社とは、平成３０年に業務協定を締結し、会員の皆さまの福利厚生の一助として、支援を頂いているところです。

大和ハウス工業株式会社との提携割引を受けるためには、住宅展示場・モデルルーム・マンションギャラリーへの初回来場の前に、「紹介カード」の発行を受ける必要があります。

紹介カードの発行のためには、当協会事務局へ発行依頼をされるか、下記ＵＲＬの「ダイワハウス・イントラページ」の「ご来場予約フォーム」または「資料請求フォーム」へ必要項目をご入力ください。

<http://www.daiwahouse.co.jp/kyo/index.asp?co=hMFMA3hMFMA>

○提携先：大和ハウス工業株式会社

○対象者：和歌山県看護協会員、職員及びその3親等以内の直系親族

○割引率

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 商品種別 | 契約形態 | 対象価格（注1） | 割引率 | 備　　考 |
| 工業化住宅商品 | 請負契約 | 本体価格 | 3％ | キャンペーン・特別価格商品は除く。 |
| 木造住宅商品 | 請負契約 | 本体価格 | 3％ | キャンペーン・特別価格商品は除く。 |
| 分譲住宅 | 売買契約 | 建物価格 | 3％ | 物件対応の指定物件は除く。 |
| 分譲マンション | 売買契約 | 分譲価格 | 1％ | 物件対応の指定物件は除く。 |
| 増改築（ﾘﾌｫｰﾑ） | 請負契約 | 見積価格（注2） | 3％ | 見積金額100万円以上（税抜）より適用する。 |
| 森林住宅（ﾘｿﾞｰﾄ地） | 売買契約 | 土地価格 | 3％ | 物件対応の指定物件は除く。 |
| 媒介物件 | 媒介契約 | 報酬額 | 10％ | 会員等が大和ハウス工業(株)に媒介の依頼をする時に限る。 |

注1：対象価格は、消費税を除いた価格とするが、分譲マンションの対象価格は消費税を含む売買契約金額　　　とする。

注2：増改築の「見積価格」とは、対象物件にかかる増改築工事請負契約添付の見積書記載の額をいう。

【お問い合わせ先】

・公益社団法人和歌山県看護協会

　　事務局　仲　TEL：073-483-1005

・大和ハウス工業株式会社

　　営業本部　営業推進部

　　担当　　瀬川　TEL：06-6342-1374

　　　　　　携帯　TEL：080-3274-4771